

広川町農業委員会

第 2 6 回総会議事録

令和 7 年 9 月 5 日

広川町農業委員会第 26 回総会議事録

令和 7 年 9 月 5 日広川町農業委員会第 26 回総会が町民交流センター「いこっと」2 階大議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について
- 議案第 5 号 広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
欠	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	欠	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 2 件、議案第 1 号 3 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 1 件、議案第 5 号 6 件です。慎重なる審議のほどをお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、6 番 稲員繁広農業委員、11 番 中島隆二を指名し審議に移ります。報告事項 利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字藤田 貸受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。

順位 2 大字藤田 貸受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。

議長 事務局の説明が終わりましたので順位 1 及び順位 2 について質問意見等ありましたらをお願いします。

質問意見なし

議長 続きまして議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字六田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 隣接の竹林を切り出してから耕作をされるそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらをお願いします。

4 番 馬場啓介 農業委員 何を作付けされる計画ですか。

事務局 栗を植え付けられる計画となっています。

議長 他に質問もないようですので順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 と順位 3 は関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字吉常 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：売買。順位

3 大字吉常 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 所有者がご自身で管理することが難しくなったため息子へ所有権移転されるものです。家庭菜園として利用されるということですのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 及び順位 3 につい

て質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 事務局の説明のとおり水利関係者と同意を得てありますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 図面に記載されている点線は何でしょうか。

事務局 設計では素掘りの溝に碎石を敷き詰めて、雨水が透水し易くして水の流れ道を作っている構造となっています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字吉常 申請人：■■ ■■ 申請理由：現況が山林化しているため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 事務局から説明があつた通りで特段問題はないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。について事務局の説明をお願いします。

事務局 利用権設定（11 月 1 日開始分）

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 利用権の種類欄で金納と物納とありますがどのような意味になりますか。

事務局 金納については賃借、物納については米などを納めて賃料を支払うことになります。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号広川町農業振興地域整備計画変更の承認について農用地区域からの除外順位 1 から事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 申出人：■■ ■■ 申出理由：資材置場 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので順位 1 について質問意見がありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 東側は道にされるのでしょうか。

事務局 計画ではアスファルト舗装をされるようになっています。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地西側はどのようになっていますか。

事務局 申請地西側は農地になっています。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 そこは駐車場のよう利用されているようですがどのようになっていますか。また申請地の南側に道路がありますが、通学路となっていますので大きなトラックが通行されるのでしょうか。

事務局 申請地の面積がそれほど大きくないため大型のトラックではないと思われます。今後転用の申請もありますのでそちらでも指導をしていくようにします。西側の農地については現在、農地となっています。しかしながら一部砂利敷きがされているようでした。所有者には指導を行いたいと思います。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字広川 申出人：■■ ■■ 申出理由：一般住宅 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので順位 2 について質問意見がありましたらお願いします。

8 番 船越誠治 農業委員 南側の農地が農用地となっているのですか。

事務局 農用地からの除外としては南側の筆のみが申請の対象となります。北側の筆は農用地ではありませんが農地ですので転用申請としては 2 筆併せての申請となります。

10 番 野田光浩 農業委員 今回の申請地は基盤整備の協力地の扱いとなっており南側の水路で分かれているような形になっています。土地改良区の理事会でも了承をしているところです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字広川 申出人：■■ ■■ 申出理由：特定建築条件付売買予定地（8 区画） 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので順位 3 について質問意見がありましたらお願いします。

5 番 渡邊和江 農業委員 道路と農地の高低差はどれぐらいありますか。また隣接の農地との境についてはどのようにされるのですか。

事務局 1m 程の高低差がある状況であり、計画では道路高まで高められます。隣の農地との間には擁壁をされる計画になっています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして農用地区域への編入順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字吉常 申出人：■■ ■■ 申出理由：補助事業申請 事業主体：■■ ■■

議長 事務局の説明が終わりましたので順位 1 について質問意見がありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字水原 申出人：■■ ■■ 申出理由：補助事業申請 事業主体：■■ ■■ ■■

議 長 事務局の説明が終わりましたので順位 2 について質問意見がありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業振興地域整備計画の全体見直し
農業振興地域整備計画の変更に伴う地域計画の変更について説明

議 長 事務局の説明が終わりましたので質問意見がありましたらお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 地域計画を作成されていると思いますが、およそ 10 年後の計画を定めていると思いますが、今後新たに農業者への意向調査などを実施する予定はありますか。

事務局 地域計画は令和 6 年度末までに策定することとなっていましたので策定を行いました。策定までの期限もあったため、地域計画の前段の計画である「人・農地プラン」を令和 3 年度末に策定をしています。その時行ったアンケートによる意向調査などを活用し今回地域計画の策定を行っています。当初からは目標地図に 10 年後の耕作者を示すことも難しいため現状の耕作者を貼り付けて地域計画を策定したところです。地域計画については今後、毎年見直しを行って行く計画です。見直しについては農地転用や農用地の除外・編入によるものまたは話し合いにより農地の集約ができた場合など地域計画へ反映していく予定です。再度意向調査を行う予定は考えていません。

拡大した図面を校区毎で確認し、拡大した図面を委員へ配布

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。農業振興地域整備計画の変更について承認される方の挙手を求めます。

委 員 挙手多数

議長 賛成多数で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。